

# プラスチック製容器包装類の出し方について

**プラスチックなら何でも良いわけではありません**

横越町では、平成15年4月より、増え続けるごみの減量化や、有効資源の利活用を促進するため、容器包装リサイクル法に基づいた「プラスチック製容器包装類」の分別収集を開始しました。開始から2年近く経過し、皆さんからご協力いただいた資源物は、再生処理され有効に活用されています。

しかしながら、「容器包装類」という馴染みの薄い言葉のためか、「プラスチックなら何でも良い」と思われている方が多数おられるようです。

「プラスチック製容器包装類」とは、基本的に商品を入れていた包装資材のうち、プラスチックで出来ているものを言いますので、本体がプラスチック製のものは、容器包装類ではありません。これらは、資源物には不適切となり、リサイクルは出来ませんのでご理解とご協力をよろしくお願い致します。

**資源物です。  
汚れているものは出さないで!**



せっかく皆さんから分別してもらったプラスチック製容器包装類は、汚れているものが混ざっていると、一緒に回収した資源物すべてに汚れが付着し、リサイクルができなくなります。考えてみてください、リサイクル店では汚れのひどいものは買い取ってもらえませんよ。プラスチック製容器包装類も同じです。汚れがひどいものは、リサイクル業者に引き取ってもらえません。

必ず中身は使い切って、汚れているものは水洗いするか拭き取って出すように心がけましょう。

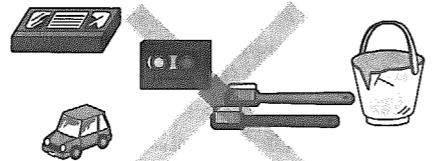
## 【対象となるもの】

商品を入れていた包装資材など



## 【対象とならないもの】

商品（本体）自体がプラスチック製のもの



プラスチック製容器包装類には、上記のマークが付いています。出すときに確認しましょう。

## 12月資源ごみ収集実績

空きびん	7.0 t
空き缶	3.9 t
古紙	41.4 t
ペットボトル (拠点回収分)	1.7 t
プラ製容器包装 (資源化量)	14.3 t
合計	68.3 t

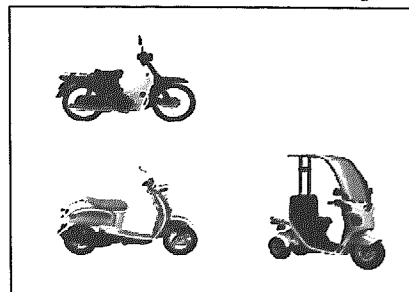
3月に入りまると、4月回収分の受付になります。粗大ごみとしては受付できませんのでご注意ください。

このことにより、現在は粗大ごみとして回収していきませんが、4月1日より回収できなくなり、粗大ごみとして処分したいと考えておられる方については、2月28日(月)まで(3月の収集日に回収します)に粗大ごみ収集を依頼してください。

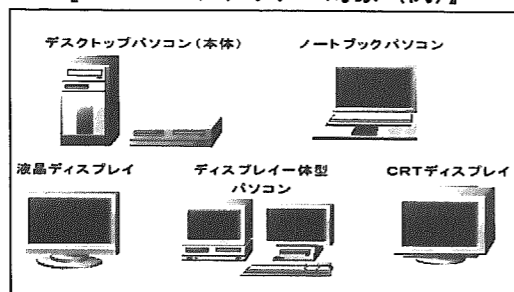
広報12月号でお知らせしましたが、4月1日より新潟市では、家庭系廃パソコンと50cc未満のバイクは、各メーカー等によるリサイクル制度を利用し、処分していただくこととなります。

**家庭用パソコン・50cc未満のバイク  
粗大ごみ受付は2月28日(月)まで**

## 【50cc未満のバイク(例)】



## 【パソコンリサイクル対象(例)】



## 合併に伴う保険証等の更新について ~国民健康保険・老人保健~

現在、使用中の国民健康保険被保険者証は、今年3月31日まで有効です。新しい保険者証は3月下旬に郵送いたしますので、4月1日からご使用ください。

新しい保険者証は世帯一枚ではなく、1人に一枚のカード型になります。

また、現在認定されている次の各証も更新され3月下旬に郵送いたしますので、4月1日からご使用ください。

- ・国民健康保険→ 高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証
- ・老人保健→ 老人保健法医療受給者証、老人医療の限度額適用・標準負担額認定証、老人保健特定疾病受療証

なお、3月に発行される横越支所ガイドブックで合併に伴う詳細な点についてお知らせします。

●問い合わせ 町民生活課 国民健康保険係 ☎385-2111

## 50万円以下の工事などが対象 小規模業者の登録制度

新潟市では、1件の契約金額が50万円以下の工事などを対象に、「小規模工事等契約希望者登録制度」を平成16年4月から導入しています。

同制度は、市の工事などを直接受注する機会がない市内の小規模な業者が、比較的軽易な工事などを受注できるようにするものです。横越町の町内業者も、合併に伴って、新潟市への登録が可能となります。登録の有効期間は、平成18年3月31日までで、2年ごとに再登録が必要となります。

### ◆登録要件

- ①新潟市(横越町)内に主たる事業所または住所があること。
  - ②新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと。
  - ③希望する業種を履行するために必要な資格・免許があること。
  - ④町税を滞納していないこと(町長が特に認める場合を除く)。
- ◆申込 2月10日(休)~28日(月)の間に、所定の申込書に必要書類を添付し、総務課(役場2階) ☎385-2111 内線218へ提出してください。申込書は総務課で配布しています。新潟市ホームページからもダウンロードできます。

## 新しい民生委員・児童委員の紹介

平成16年12月1日、民生委員・児童委員の改選に伴い、次の方々が厚生労働大臣より委嘱されました。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、各地域の住民の皆さんからの相談等に応じたり、住民が尊厳を持ってその人らしい自立ができるよう支援を行うことにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、同時に社会福祉の増進に努めています。

任期は平成16年12月1日から平成19年11月末までの3年間です。新潟市と合併した後も、民生委員・児童委員として引き続き活動を続けます。◆お気軽にご相談ください。福祉・介護や家庭問題など悩みごとがございましたら、一人で悩まないでお気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

氏名	担当地区	電話番号
入山 辰男	横越上区	385-2689
野村 洋	横越中1区	385-3727
石田 武史※	横越中2区	385-2180
中川 春江	横越中3区	385-3710
佐藤 トシ※	横越下地区	385-2053
竹中 利明	旭区と5丁目、4丁目11番~15番を除く栄区	385-4755
飯塚 清美※	茜区と栄区の5丁目(県住第2団地)	385-2840
長谷部千雅子※	緑区と栄区の4丁目11番~15番	385-3290
角田 敦子	沢海上中地区	385-2403
仁多見美一※	沢海中下地区	385-3653
陸 庄侖※	阿賀野地区	0250-67-2651
佐藤 静子	木津上中地区	385-2812
今井 靖子	木津中下地区	385-2761
橘 比止美	二本木上中地区	381-3717
藤崎 忠子	二本木中下地区	381-4950
遠藤 典男	二本木寿団地	381-5025
山崎志枝子※	小杉上中地区	385-3161
坂内 俊夫※	小杉中下地区	385-2734
和澄 鉄男※	藤山・駒込地区	385-2294
大竹真理子※	全町(主任児童委員)	382-5879

※印は再任

◆問い合わせ 健康推進課 社会福祉係 ☎385-2111